

## 福生市こども計画(案)に関する意見

## (1)議員意見

実施期間 令和6年12月6日(金)～令和7年1月10日(金)  
 提出人数 2名5件  
 提出方法 メール2名

|   | 議員意見の概要   | 意見に対する市の考え方   |
|---|---|---|
| 1 | <p>●基本目標4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家族への支援<br/>     78ページ 施策の方向3 児童虐待防止対策と社会的用語の推進及びヤングケアラーへの支援<br/> <b>【方向性】</b><br/>     虐待防止の強化やヤングケアラーへの支援については、今後も進めるべきと考えますが、当事者である子どもへのケアや相談しやすい環境整備が必要であり、方向性の中に位置付けるべきであると考えます。さらに、虐待サバイバーやヤングケアラーだった子ども・若者の相談支援の強化や心のケア等が必要であり、方向性の中に位置付けるべきであると考えます。<br/>     子ども・子育て支援に関するアンケート(令和5年度)では、設問の「あなたは「ヤングケアラー」ということばを知っていますか。」では、「知らない」の割合が、小学生では64%、中学生では53%と最も高くなっています。子ども自身がヤングケアラーであると気づくことも大切であるため、子どもの認知度を上げる取り組みも必要であると考え、方向性の中に位置付けるべきであると考えます。</p> | <p>児童虐待、ヤングケアラーなど多様かつ複雑な問題に対応するため、こども家庭センターでは、子どもや子育て当事者の様々な個別の状況に応じた総合的な支援を行っています。子どもの認知度を高めるため、相談支援事業の周知に努めるとともに、子どもが相談しやすい環境を整備することを方向性に記載します。</p> |
| 2 | <p>●基本目標4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家族への支援<br/>     80ページ 施策の方向4 外国籍の子どもと家庭に対する対応<br/> <b>【方向性】</b><br/>     外国にルーツを持つ子どもや外国籍の子どもの居場所づくりとともに、アイデンティティの確立のため、母国の文化や年齢に応じた母語の獲得のための支援が必要であり、方向性の中に位置付けるべきであると考えます。</p>  | <p>外国籍の子ども等が、適切な学びの機会を得られるよう、多様性を認めて共に学ぶ教育の推進を図るとともに、その居場所づくりに努めることを、方向性に記載します。また、母国の文化や母語の習得に関する支援は、子どもの年齢や環境によって様々であることから、個別の状況により対応を検討していきます。</p>  |

| 議員意見の概要 |  | 意見に対する市の考え方  |
|---------|--|--|
| 3       | <p>●基本目標6「こども施策」の共通の基盤となる取組の推進<br/>86ページ 施策の方向2 子ども・子育て家庭の安全の確保、子どもや若者の自殺対策【方向性】<br/>子どもたちが性被害に遭う事例が後を絶たない現状があることから、小中学校において「生命(いのち)の安全教育」が実施されています。教育ビジョン(案)施策の方向性⑯安全に生活するための資質・能力を育む教育の推進の主な取組に位置付けられていることから、性被害についても課題と方向性の中に明記し、「生命(いのち)の安全教育」の推進について主な取組とすべきであると考えます。<br/>福生市男女共同参画行動計画(第6期)と整合性を図るため、デートDVに関する啓発についても明記し、取り組むべきであると考えます。また、性的少数者に配慮した取組についても明記し、取り組むべきであると考えます。<br/>令和6年4月に施行された女性支援新法を踏まえ、若年女性特有の課題やニーズ等についても、盛り込むべきであると考えます。</p>   | <p>子どもの性被害防止のため、「生命(いのち)の安全教育」を主な取組に記載します。また、若年女性特有の課題も含め、デートDVをはじめとする性犯罪・性暴力等の犯罪から守る取組の推進を課題及び方向性に記載します。<br/>性的少数者に配慮した取組については、計画案85ページ 基本目標6・施策の方向1「子どもの多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」の方向性及び主な取組に、外国人などを含めた多様性への理解促進を図ることを記載します。</p> |
| 4       | <p>●成果指標65ページでは、「4特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援」の項目に、「こども家庭センター(子どもと家庭の相談窓口)の認知度 現状値70% 方向増加」とあります。これは、子ども・子育て支援に関するアンケート(令和5年度)をもとに設定されていて、保護者に対する設問的回答を用いています。子どもの「こども家庭センター(子どもと家庭の相談窓口)の認知度」については、調査されていませんが、設問の「心配ごとやなやみがあるとき、話したり、相談したりできる人がいますか。あてはまる番号すべてに○を付けてください。」では、子ども家庭支援センターと回答した割合が小学生では0.6%、中学生では1.9%となっています。子どもが、子ども家庭支援センターの相談機能を認識していないのか、認識していても相談しないのか、アンケートからは読み取ることができません。<br/>子どもが相談できる窓口を子ども自身が認識し、相談しやすい環境整備が必要であると考えます。全体を通して、様々な事業で、日常的に子どもの意見を聴いたり相談を受けたりする場面が想定されますが、それだけでなく、こども家庭センター(子どもと家庭の相談窓口)や教育相談など子ども自身が直接相談できる窓口として認知度を上げる取り組みを、主な取組の中に位置付けるべきであると考えます。</p> | <p>78ページ 基本目標4・施策の方向3「児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」の主な取組「子ども家庭支援事業」について、子育て当事者のほか、子どもに対しても総合的な相談支援を行っていることを記載し、事業の周知に努めながら、子どもが相談しやすい環境の整備を図ります。</p>   |

| 議員意見の概要   | 意見に対する市の考え方  |
|---|--|
| 5<br>P59～60「基本的な視点」について「文化芸術」に関する視点が無いのではないか。文化芸術基本法第2条3には「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」とあり、文化芸術の創造享受はこどもにとっても権利であり、こどもを豊かに育てることを考えた時に外せない視点のはずである。しいていうなら、「(4)良好な生育環境を～」のなかに「多様な体験活動」の記載がありこれが文化芸術の創造享受についても含んでいると言えなくもないがもう少し膨らませられないか。(例えば、「文化芸術活動やスポーツ活動やボランティア活動などこれ以外も含めた多様な体験活動」にするとか) | 文化芸術体験の機会づくりについては、85ページ 基本目標6・施策の方向1「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」の方向性の中で、年齢や発達の程度に応じて、文化芸術体験など多様な体験や遊びができるよう、計画的に創出していくこととして記載しています。 |

## 福生市こども計画(案)に関する意見

### (2)市民意見

実施期間 令和6年12月12日(木)～令和7年1月10日(金)

提出人数 1名1件

提出方法 メール1名

|   | 市民意見の概要   | 意見に対する市の考え方   |
|---|---|---|
| 1 | 福生市版子どもの権利条例が必要です。本子ども計画も大事で、福生市の子どもに関する事業の一本化や拡充をするためだと、認識していますが、さらに、福生市版子どもの権利条例必要です。<br>こども基本法が制定されたように、福生市の条例を横断し、子どもに関する全ての条例の根拠法となる福生市版子どもの権利条例の検討をこども計画に盛り込むことを求めます。 | 児童の権利に関する条約、こども基本法、東京都こども基本条例が既にあり、福生市においても新たにこども計画を策定することなどから、現時点では改めて根拠法としての条例を制定することは考えておりません。なお、本計画を推進するための基本的な視点では、子どもの権利や意見を尊重し、子どもを中心とした子ども政策に重点を置き、幅広く子ども施策を推進していくこととしています。 |